

## 委員 長 報 告 書

さる 12 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された  
議案第 14 号 市道路線の認定について  
議案第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について  
を審査するため、12 月 9 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも  
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要  
を報告いたします。

### 記

議案第 14 号は、国土交通省が京奈和自動車道関連事業として建設した  
道路であり、本市が帰属を受ける南側道中島 1 号線及び南側道中島 2 号線  
を新たに市道として認定するものであり、委員会は先に現地におもむき調  
査ののち審査を行いました。

委員から、本区間が開通し市内の京奈和自動車道側道が全線供用される  
と交通量の増加が予想されるが、信号機や街路灯の設置計画はあるか と  
のただしがあり、今回の認定区間において、地元区から一部交差点への信  
号機設置要望を受けており、橋本警察署に要望済みである。街路灯につい  
ては必要な箇所に設定できるよう今後、国土交通省と協議したい との答  
弁がありました。

議案第 17 号は、やどり温泉いやしの湯について、現在、赤字経営となっ  
ているが、指定管理者であるケービックス株式会社大阪支社の経営実績、  
財政基盤、また、本施設の管理運営実績などを総合的に判断した結果、引  
き続き同法人を指定管理者とし、平成 26 年 4 月から 28 年 3 月までの 2 年  
間指定するものである。

経営改善策の一つに挙げている宿直廃止について ただしがあり、宿泊  
者があれば旅館業法に基づき最低 1 名の宿直が必要であるが、本施設の宿  
泊所は本館内になくロジ風に整備している。一般旅館とロジで取り扱

いを区分できれば、宿直を廃止して地元在住の従業員への電話連絡等で対応したいと考えており、宿直廃止が法的に可能か調査したい との答弁がありました。

現在、食堂部門は指定管理者が地元の「やどり地域振興協会」に部分委託しているが、経営ノウハウを十分に生かすには指定管理者による直営が必要ではないか とのただしがあり、指定管理者との協議において、直営にすれば新たに食堂部門の人件費が発生すること、また、施設の管理運営には地元の協力が不可欠であることから、従来どおり対応したいと聞いている との答弁がありました。

九度山町からのアクセス道路の通行止めに伴う影響について ただしがあり、近隣からの来客者の多くは橋本市側のアクセス道路を利用しているが、約4割を占める遠方からの来客者は九度山町側からアクセスすることが多いため、非常に影響が大きい との答弁がありました。

指定管理料について、仕様書で「変更すべき特別な事情が生じた場合は両者協議の上定める」としているが、更なる電気料金の値上げがあれば増額する可能性はあるか とのただしがあり、エネルギー情勢、供給の見通しがつきにくい中、大きな価格改正があれば両者協議の上定めるとしている。27年度については、400万円を上限として電気料金の値下げや指定管理者の利益が上がれば指定管理料を減額したいが、更なる電気料金の値上げがあれば400万円を超える協議が必要となる との答弁がありました。